

## 熊本市中小企業研修派遣補助要綱

制定平成4年制定

改正平成10年改正

平成14年9月26日商工課長決裁

平成16年7月 1日経済振興局長決裁

平成28年3月25日産業政策課長決裁

令和 2年3月31日商業金融課長決裁

令和 4年4月 1日産業振興課長決裁

令和5年10月 1日経済政策課長決裁

令和 6年3月27日市長決裁

令和 7年2月20日経済政策課長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市中小企業の人材の資質向上を図り、その振興に寄与することを目的として、本市内の中小企業者等又はその従業者が実践的かつ体系的な研修（以下「研修」という。）を受講することに対し、熊本市中小企業研修派遣補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱に定める中小企業者等とは、次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合
- (4) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する組合
- (5) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する組合

### (補助金の対象)

第3条 第1条の目的を達成するために、次に掲げる者を研修に派遣するものに対して、補助金を交付する。ただし、原則として、国、地方公共団地等の補助金を同時に受ける事業は、補助対象から除くものとする。

- (1) 本市に事業所又は事務所を有する中小企業者等（中小企業者等が法人、団体又は組合である場合にあっては、その役員）（職務を本市内の事業所又は事務所において行う者に限る。）
- (2) 中小企業者等の有する本市内の事業所又は事務所の従業者  
（対象研修機関）

第4条 補助金の交付の対象となる研修は、次の機関が実施する研修とする。

- (1) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構が設置する中小企業大学校
- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発促進センター
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に認める機関  
（交付の申請及び決定）

第5条 研修に従業者を派遣しようとするもの（以下「申請者」という。）は、当該研修日の概ね1週間前までに必要な書類を添えて、市長に申請しなければならないこととする。

2 市長は申請があった場合は、その内容を審査し、適否を判定して補助金の額を決定し、その旨申請者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げるもの（以下「暴力団員等」という。）に該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、対象研修の受講料2分の1以内の額とし、1中小企業者につき3万円を上限とする。ただし、補助額に、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

2 この要綱に基づく補助金の交付は、1中小企業者等につき一の年度に1回を限度とし、予算の範囲内で交付する。

（変更及び中止の届出）

第7条 申請者は、申請の内容に変更があった場合又は派遣を中止する場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならないこととする。

2 市長は、前項の届出があった場合はその内容を審査し、交付の決定の取消し等必要な措置をとるものとする。

(修了報告)

第8条 申請者は、研修の修了後概ね1週間以内に必要な書類を添えて、当該研修の内容を市長に報告しなければならないこととする。

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 市長は、申請者から研修の修了報告があった場合、速やかに補助金の確定を行い、申請者に通知するものとする。

2 補助金は、申請者からの請求があった日から30日以内に交付するものとする。

(決定の取消)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 暴力団員等に該当することが判明したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第12条 申請者は、第10条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返

還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第13条 市長は、申請者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 熊本市中小企業研修派遣旅費支給要綱（昭和63年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和 4年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和 5年10月1日から施行する。
- 10 この要綱は、令和 6年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、令和 7年4月1日から施行する。

様式第 1 号

## 熊本市中小企業研修派遣補助金申請書

年 月 日

熊本市長 宛

所 在 地  
名 称  
代表者職氏名  
電 話 番 号

### 補助金の交付申請について

熊本市中小企業研修派遣補助要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

### 記

1 補助研修の名称

2 補助研修の目的及び内容

3 補助を受けようとする補助金の額

円

|                              |                                                                               |                               |          |       |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----------|-------|
| 業 種                          | ①建設業      ②製造業      ③卸売業      ④小売業<br>⑤サービス業    ⑥運輸業      ⑦その他 (            ) |                               |          |       |
| 主 な 取 扱 商 品<br>又 は 事 業 内 容   |                                                                               |                               |          |       |
| 従業者(組合員)数                    | 名                                                                             | 資本金(出資金)                      | 万円       |       |
| 研 修 機 関 名<br>所      在      地 |                                                                               |                               |          |       |
| 研      修      名              |                                                                               |                               |          |       |
| 研 修 日 程                      | 年      月      日                                                               |                               |          |       |
| 研 修 受 講 者 名                  | 年 齢                                                                           | 所      属                      | 役      職 | 職歴(年) |
|                              | 才                                                                             | 勤務所在地・電話番号<br>(勤務が本社以外の場合は記載) |          | 年     |
|                              | 才                                                                             | TEL (            )      —     |          | 年     |
|                              | 才                                                                             | TEL (            )      —     |          | 年     |
|                              | 才                                                                             | TEL (            )      —     |          | 年     |

チェック

☐ 申請以外の国、地方公共団体等の補助金交付を同時に受けていない。

## 熊本市中小企業研修派遣補助金決定通知書

発第 号  
年 月 日

様

熊本市長

### 補助金の交付決定について

年 月 日付で申請のあった熊本市中小企業研修派遣補助金については、熊本市中小企業研修派遣補助要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

### 記

- 1 補助研修の名称
- 2 補助研修の目的
- 3 補助金額は、次のとおりとする。  
補助金額        \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助金は、研修修了後確定された金額を請求により交付する。
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助研修の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに市長に届出なければならない。
  - (2) 補助研修は、必ず修了しなければならない。
  - (3) 補助研修修了後概ね1週間以内に研修修了報告書および研修の修了を確認できる書類を市長に提出しなければならない。
- 6 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 7 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 8 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 9 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査または報告を徴することがある。

様式第3号

熊本市中小企業研修派遣  
変更  
中止  
届出書

年 月 日

熊本市長 宛

所在地  
名称  
代表者職氏名  
電話番号

派遣の変更（中止）届出について

年 月 日付 発第 号により、補助金の決定を受けた補助研修への派遣について、  
変更（中止）したいので熊本市中小企業研修派遣補助要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり  
届け出ます。

記

1 変更（中止）する内容

2 変更（中止）する理由



## 熊本市中小企業研修派遣補助金交付取消通知書

発第 号  
年 月 日

様

熊本市長

補助金の交付取消について

年 月 日付 発第 号で通知した上記補助金については、熊本市中小企業研修派遣補助要綱第 7 条の規定により次のとおり取消したので、下記のとおり通知します。

記

1 補助金 円

2 取消の理由

様式第5号

## 研 修 修 了 報 告 書

年 月 日

熊本市長 宛

所 在 地  
名 称  
代表者職氏名

### 研 修 修 了 報 告 に つ い て

年 月 日付 発第 号により、補助金の決定を受けた研修を次のとおり修了しましたので、熊本市中小企業研修派遣補助要綱第8条の規定により報告します。

### 記

1 補助研修名

2 補助金の交付決定額  
円

3 補助研修の実施期間

自 年 月 日  
至 年 月 日

4 研修修了者名

5 添付書類

- ①研修修了が確認できる書類
- ②所感文

## 熊本市中小企業研修派遣補助金交付確定通知書

発第 号  
年 月 日

様

熊本市長

### 補助金の確定について

年 月 日付 発第 号で通知した上記補助金については、熊本市中小企業研修派遣補助要綱第 9 条第 1 項の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

### 記

1 補助金 円

請 求 書

年 月 日

熊本市長 宛

| 請 求<br>金 額 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|------------|---|---|---|---|---|---|---|
|            |   |   |   |   |   |   |   |

但し、熊本市中小企業研修派遣補助要綱第 6 条の規定に基づく、研修派遣補助金として請求いたします。

《 振込先口座 》

金融機関名 銀行・金庫 支店

預金種目 普通・当座・その他

口座番号

口座名義

《 請 求 人 》

住 所

企 業 名

代表者職氏名